

公益社団法人中播広域シルバー人材センター

運営委員会規程

(設置)

第1条 公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）の財務及び円滑な運営を図るため運営委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係町及びこの法人との連絡調整に関すること
- (2) この法人の予算上の必要な事項

(構成)

第3条 運営委員会は、関係町の担当課長並びにこの法人の代表理事（理事長又は副理事長）をもって構成する。

(委員長)

第4条 運営委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、運営委員会を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(事務)

第6条 運営委員会の事務は、この法人事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。